



後期高齢者医療保険 限度額適用（標準負担額減額）認定証

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

限度額適用（標準負担額減額）認定証とは

下の【負担割合・負担区分表】認定証対象の方に発行できるもので、医療機関窓口に提示することにより、一つの医療機関窓口での医療保険適用分医療費の支払いが各区分の限度額までとなります。新たに認定証を発行するには、市役所での申請が必要です。申請月の初日から適用され、保険証と同じく翌7月末までの有効期限となります。

【申請に必要なもの】

- ・保険証、マイナンバーカードなど本人確認書類
- ・別世帯の方による申請では、委任状または認定証発行される本人の保険証
- ・市役所で所得・課税状況が確認できない場合、課税（非課税）証明書などが必要になることがあります。



【負担割合・負担区分表】

負担割合	負担区分	決まり方 同世帯で判定	限度額（月額）		認定証 対象
			外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
3割	現役並みⅢ	住民税課税所得 690万円以上の 被保険者がいる方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		対象外
	現役並みⅡ	住民税課税所得 380万円以上の 被保険者がいる方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		対象
	現役並みⅠ	住民税課税所得 145万円以上の 被保険者がいる方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		対象
2割 10月から 適用	一般Ⅱ	住民税課税所得 28万円以上の 被保険者がおり、 表下※①か②に該当	18,000円	57,600円	対象外
1割	一般Ⅰ	現役並み・一般Ⅱ 区分Ⅱ・区分Ⅰ 以外の方			対象外
	区分Ⅱ	住民税非課税で区分 Ⅰ以外の方	8,000円	24,600円	対象
	区分Ⅰ	住民税非課税で全員 の所得0円の方	8,000円	15,000円	対象

※①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上

②複数世帯で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上